

1 はじめに

市民活動支援センター設置準備会議は、14名の委員で構成し、平成23年12月14日からセンターのあり方について検討を始めました。

検討にあたっては、周南市及び防府市にある類似施設を視察し、センターとしてどのような機能があり、どのような運営がされているかを調査いたしました。

これらの視察をもとに、準備会議では、利用者及び運営者双方の立場から検討を行い、多くの意見が交わされました。

検討の結果を本意見書にまとめましたので、内容を十分にご検討いただき、設置に向け計画に反映されますようお願いいたします。

2 (仮称) やない市民活動センターの機能等について

2-1 センターの機能

提言：市民活動団体がセンターを利活用していくために備える機能は、主に次に掲げる8つの事項と考えます。

- ① 市民活動のための場と機会の提供に関すること。
- ② 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ③ 市民活動を行うものの連携及び交流の推進に関すること。
- ④ センターの施設の提供に関すること。
- ⑤ 市民活動に係る相談に関すること。
- ⑥ 市民活動に係る人材育成に関すること。
- ⑦ センターのPR及び啓発に関すること。
- ⑧ 協働のまちづくりの推進に関すること。

8つの機能の具体的な内容は、以下のとおりです。

- ① 市民活動のための場と機会の提供に関すること。

センターが有効に機能するためには、活動団体を紹介する機能や、利用登録機能が必要です。

利用登録にあたっては、公益的な活動をしている団体、グループであれば、基本的にはどなたでも可能とし、多くの団体を受け入れることが必要です。

- ② 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。

市民活動がより活発になるためには、活動に直接携わっている団体や個人以外の参加者を増やしていくことが必要です。そこで、市民活動の総合的な拠点として、会報や広報紙、ホームページ等を媒体として情報を提供するほか、施設内には各団体のパンフレットやチラシを配置し、情報の発信・収集を行う機能が必要です。

- ③ 市民活動を行うものの連携及び交流の推進に関すること。

様々な分野で多様な市民活動が行われていますが、市民活動団体同士の出会う機会が不足しているのが現状です。

そこで、各団体や市民、事業者が交流を深め、連携・協力の契機となる場を提供し、様々な課題解決につながるネットワークづくりをお手伝いする機能が必要です。

また、やまぐち県民活動支援センターなど他の中間支援組織や他の機関との連携を図ることが必要です。

- ④ センターの施設の提供に関すること。

市民活動を行っていくうえで必要な情報を収集したりするため、また、各団体が会報やチラシ等を作成するためには、インターネット環境の整備されたパソコンやコピー機、印刷機等の機器は欠かせません。

また、センターが身近な施設として機能するためには、気軽に集まることのできる作業スペースの提供が必要です。

⑤ 市民活動に係る相談に関すること。

市民活動団体は、組織を運営するにあたり、さまざまな課題を抱えていますが、それらの課題について相談できる窓口がはっきりしていません。

そこで、市民活動に係る各種相談に直接または電話にて対応する機能が必要です。具体的には、資金調達や助成金等の利用、広報紙・ホームページの作成、行政や企業、他団体との連携の進め方など、市民活動を始める際や活動を継続していく上で生じる様々な課題・問題に対し、市民がいつでも気軽に相談でき、適切なアドバイスを受けることのできる窓口が必要です。

⑥ 市民活動に係る人材育成に関すること。

市民活動を行う最初の一步として何をしたらいいのか戸惑う人も多くいます。そこで、市民活動に参加しやすい仕組みを構築することが必要です。また、継続的・安定的な活動ができるよう、活動団体やセンターの運営を担う人材を育成する講座等の開催が必要です。

⑦ センターのPR及び啓発に関すること。

センターの利用を増やすためには、センターをPRし、市民が活動に参加する契機となるような研修等を実施する必要があります。

⑧ 協働のまちづくりの推進に関すること。

行政、市民、事業者との協働のまちづくりを実現するためには、情報の共有化や市政への市民参画の推進を図るとともに、協働のまちづくりを担う人材（市民・市職員・事業者）の育成を目的とした研修等の実施が必要です。

2-2 名称

提言：「柳井市市民活動支援センター」ではなく、「やない市民活動センター」とすることを提案します。

センターの名称については、目的や理念が理解されやすく、市民が親しみを持てるものになることが望めます。

そこで、市民活動の自立性と行政との対等性を考慮し、「支援」という文字は用いない方がよいと考えます。

また、各種相談業務等においては、柳井市周辺を含めた広域での利用も想定されることから、「柳井市」の「市」の文字を使用せず、柔らかなイメージとするため「柳井」はひらがなにする方が妥当と考えます。

2-3 設置場所

提言：当面は柳井市文化福祉会館に設置し、利用状況によっては、より適当な場所がないか検討されるよう提案します。

センターは、幅広い範囲の年齢層の市民が利用することを想定しています。また、市民活動団体が情報の交換、相互の交流の場として使用することを想定しています。

よって、次の要件をできるだけ満たす場所に設置することが望ましいと考えます。

- (1) 市民が集いやすい場所
- (2) わかりやすい場所
- (3) 駐車場が確保できる場所
- (4) 既存の施設の活用ができる場所

柳井市文化福祉会館は、上記(1)から(4)までの条件を満たすとともに、下記①から③までのメリットを有することから、柳井市文化福祉会館内に設置することが望ましいと考えます。

- ① 年間44,711人(平成22年度)と多くの利用がある。
- ② バタフライアリーナ、アクティブやないが隣接するなど、周辺に多数の公共施設が集中している。
- ③ 生涯学習団体や体育団体等が集う場所であり、これらの団体との交流も深まる。

柳井市文化福祉会館の情報学習室及び旧視聴覚ライブラリーは、特に利用を認めた場合以外は利用できないこととなっており、同2室にセンターを設置することとしても、利用者への影響はほとんどないものと見込まれます。したがって、当面は、同2室にセンターを設置することとし、情報学習室を事務室、旧視聴覚ライブラリーを作業室とすることが望ましいと考えます。

なお、委員から次のような意見も示されました。

- ・柳井市文化福祉会館の教養室は、外からも見えやすいので、教養室に設置してほしい。
- ・柳井市文化福祉会館の情報学習室と旧視聴覚ライブラリーに設置する場合は、パンフレットの設置等情報発信源として、ロビーの積極的な活用を図ってほしい。
- ・駅から近い所が最適と思う。
- ・パンフレット等をショッピングセンター等の集客施設に設置してほしい。

2-4 管理・運営体制

提言：運営形態については、運営を担える団体があれば、その団体に業務委託することが望ましいと考えます。しかし、そのような団体がなければ「公設公営」（部分委託を含む。）とし、運営を担える団体ができるよう取り組んでいただくことが現実的だと考えます。業務委託をする場合は、センターが地域に密着した活動を行うことができるよう、一定期間、同一の運営主体であることが望まれます。また、市民活動に関する理解と知識・経験のあるスタッフの確保が望まれます。

（1）運営方式

センターは柳井市が設置されますが、運営については、市民活動団体等が利用しやすくするため、また、市民が自主的に運営していくためにも、いわゆる「公設民営」方式で管理運営をすることが望ましいと考えます。

しかし、設置と同時に「公設民営」で運営するのが難しい場合は、「公設公営」（部分委託を含む。）で始め、運営を担える団体があればその団体に業務委託することが現実的と考えます。

（2）運営主体

センターの運営を担う団体は、次のような条件を備えていることが必要と考えます。

① 非営利法人または市民活動団体であること

事業の継続性を確保し、運営を円滑に進めるためには、組織として責任の所在が明確になっていることが必要です。

② 地域特性を活かしたネットワークが活用できること

地域の課題やニーズに対応するには、市内にあるさまざまな団体と連携して取り組んでいくことが重要です。そのため、幅広いネットワークを構築でき、地域に密着した活動を行えることが条件となります。

③ 民間財源や寄付金の受け入れができること

団体が業務を受託する場合、市からの委託金だけでなく、民間の財源、寄付金や、自らの事業収入を財源として受け入れることができれば、その財源で市民活動センターの管理・運営をより充実させることができると考えます。

④ 政策提案機能があること

地域の課題を解決するためには、市民、市民活動団体が連携し、積極的に政策を提案できることが大切です。

（3）運営体制

運営するスタッフの条件としては、まず、市民活動を推進する意欲、向上心があることが求められます。また、実際に市民活動に取り組んでいる人々や、これから市民活動を始めようとする人々を支えることのできる専門的な知識、経験、技術力が求められます。こ

のような人材の確保により、市民活動団体等からの要望等に対応できる体制になると考えます。

2-5 開館日・開館時間

提言：利用する市民や市民活動団体が利用しやすい開館日、開館時間とし、次のとおりとすることが適切と考えられます。ただし、詳細は利用者の実情に合わせて決めることが望まれます。

- ① 開館日：平日に加え、土曜・日曜・祝日も開館を基本とする。
- ② 開館時間：夜間も利用可能とする。

平成23年9月に市が市民活動団体向けに実施したアンケートによると、市民活動団体の活動は曜日、時間ともさまざまで、土曜・日曜・祝日や夜間に活動している団体も多く見られます。

利用主体は市民や市民活動団体であることから、そのニーズに沿った、利用しやすい開館日、開館時間の設定が必要です。

なお、委員から次のような意見も示されました。

- ・休館日は特に設けず、文化福社会館の休館日のみとすることが望ましい。
- ・夜間においても相談員の確保等体制を整えることが望ましい。
- ・曜日によっては早く閉館（遅く開館）する日があっても良いのではないかと思う。

3 今後の課題

(1) 設置場所について

設置後の活動によっては、利用者が増大し、スペースが手狭になることも予想されます。また、設置後において、市民や市民活動団体のニーズに合わなくなってくることも考えられます。これらの場合、センターの設置場所を見直すことも視野に入れる必要があります。

また、市民活動団体は市内各所で活動していることから、市内各地区とセンターとの連携を図っていくことも考えられます。

(2) 市職員の意識啓発について

市民活動を効果的に進めるには、市との連携や協力体制が重要となりますが、前提として、市職員が市民活動や市民との協働について十分理解していることが必要です。しかし、現状では十分理解されているとはいえません。

今後、市が一体となって職員の意識啓発を積極的に行っていくことが望まれます。

(3) センター運営への継続的な支援について

センターの運営については、市民が自主的に行うことが理想ですが、当面は市に一定の協力を求めることが不可欠となります。

センターを円滑に運営していくためには、運営のための財源措置に関し、市が継続的に支援を行うことが望まれます。

(4) 市民活動促進指針の策定及び市民活動促進条例の制定について

市民活動の促進に関する基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めた市民活動促進指針を、市民活動センターを設置するまでに策定されることが望まれます。また、長期的な課題として、市民活動促進条例の制定を検討していただくようお願いいたします。

(5) 委員会の設置及びモニタリングについて

運営及び活動が市民に見えるセンターとするためにも、運営主体とは別に、利用する市民活動団体等から選ばれたメンバーによる委員会を設置し、運営に関する利用者の意見が反映できる仕組みを検討されることが望まれます。また、市民活動と行政の関係が外からよく見える状態とするために、市民に両者についての基本的な事項を情報公開し、市民が誰でもその情報に接して内容を確認できるようにすることが望まれます。

4 おわりに

この意見書は、市民活動支援センター設置準備会議が平成23年12月から平成24年6月まで、10回にわたり会議を開催し、意見交換、検討を行った結果をまとめたものです。

今後、柳井市において、この意見書をもとに（仮称）やない市民活動センターの設置に向けて本格的にスタートすることとします。

設置にあたっては、この意見書に込められた様々な思いを十分くみ取っていただきたいと考えます。

そして、市民から親しまれる、協働のまちづくりの拠点となるセンターの設置を期待して意見書のまとめとします。

市民活動支援センター設置準備会議委員名簿

役職	氏名	所属
議長	ひろた ひろこ 弘田 裕子	豊笑家倶楽部
副議長	いはら たいこ 井原 耐子	柳井市更生保護女性会
副議長	くぼ たしゅうじ 久保田 修治	特定非営利活動法人 I K A C H I 国際舞台芸術祭
委員	おおの しげのり 大野 重則	柳美実践クラブ 特定非営利活動法人ダンデライオン
委員	きむら よしこ 木村 能子	柳井要約筆記サークル「パンのみみ」
委員	きもと けいこ 木本 敬子	THE 祭座
委員	こうのけいたろう 河野啓太郎	タスクフォース（岩国錦帯橋空港開港対策チーム）
委員	さらや ますゆき 更家 加将	障がい者スポーツ指導員
委員	しょうかわ やすひみ 正川 康文	地域ボランティア活動家 柳東芝生の会
委員	たちかわ くにひろ 立川 邦廣	特定非営利活動法人ダンデライオン
委員	にしもと としはる 西本 利治	シードス Seeds
委員	みと じゅんこ 三戸 純子	こそだてネットワーク柳井
委員	みやた くみ 宮田 久美	ママトリエ KUMINGOのアート教室
委員	よしみつ さとえ 吉光 智恵	柳井市ボランティアグループ「たんぽぽの会」 やまぐちネットワークエコー

敬称略

■市民活動支援センター設置に係る取組経緯について

平成23年

8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回意見交換会 ・市民活動支援センター設置計画説明
11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回意見交換会（団体を対象） ・アンケート調査結果 ・市民活動支援センター設置準備会議について ・スケジュール（案）及び協議事項（案）提示
11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回意見交換会（個人を対象） ・11月9日と同様の内容
12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回市民活動支援センター設置準備会議 ・委嘱状の交付 ・市民活動支援センター設置準備会議設置要綱について ・議長、副議長の選出 ・今後の進め方について

平成24年

1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回市民活動支援センター設置準備会議 ・市民活動について（ワークショップ形式） ・支援センターの機能について（ワークショップ形式）
2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回市民活動支援センター設置準備会議 ・ワークショップ及びボランティアまつりでの意見のまとめ ・周南市・防府市市民活動支援センターの視察について
2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●視察 ・周南市市民活動支援センター ・防府市市民活動支援センター
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回市民活動支援センター設置準備会議 ・視察報告 ・支援センター設置までのロードマップについて
3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回市民活動支援センター設置準備会議 ・設置案の提示（設置目的、設置場所について）
4月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●第6回市民活動支援センター設置準備会議 ・設置案の協議（設置場所、運営形態について）
4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ●第7回市民活動支援センター設置準備会議 ・設置案の協議（運営形態、運営人員、センターの機能について）
5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●第8回市民活動支援センター設置準備会議 ・意見書（案）について
6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●第9回市民活動支援センター設置準備会議 ・意見書（案）について
6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ●第10回市民活動支援センター設置準備会議 ・意見書（案）について
6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ●市長への意見書の提出